

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

告示	
大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認	2
落札者等の公示	3
落札者等の公示	3
落札者等の公示	4
落札者等の公示	5
落札者等の公示	6
落札者等の公示	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	7
開発行為に関する工事の完了	8
開発行為に関する工事の完了	8
開発行為に関する工事の完了	9
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	10
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	11
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の取消し	11
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定	12
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	14
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	14
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止	16
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定	16
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	

法律に基づく指定介護機関の変更	18
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	19
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定	20
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更	22
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	23
大阪市立淡路こども園の臨時開館及び臨時休館の承認	24
放置自動車の処理	25
道路法違反物件の除却	25
一般競争入札の執行（咲くやこの花高等学校工業科目実習用コンピュータ機器の借入れ）	26
一般競争入札の執行（教室用机・椅子・天板の買入れ等）	29
大阪市立都島区民センターの使用料の徴収及び収納事務委託	33
指定給水装置工事事業者の指定	33
市長からの要求監査結果報告の公表	34
公 告	
一般競争入札の執行（天王寺バイパスほか2自転車保管所古自転車等の売払い）	51
一般競争入札の執行（古紙等の売払い）	54
職員団体の登録事項の変更（大阪市立高等学校教職員組合）	57

告 示

大阪市告示第702号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 5月22日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日
大阪市立鶴見緑地プール	平成27年5月25日（月）から 同年6月5日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第703号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎中央卸売市場総務担当（大阪市福島区野田1丁目1番86号）

①平成27年度大阪市中央卸売市場本場一般廃棄物搬出及び廃棄物分別指導業務委託（概算契約） ②一般競争入札 ③平成27年3月26日 ④有限会社浪速商会 大阪市生野区鶴橋3丁目1番44号 ⑤147,000,000円 ⑥平成27年1月9日

①平成27年度大阪市中央卸売市場東部市場一般廃棄物搬出業務委託（概算契約） ②一般競争入札 ③平成27年3月26日 ④今里衛生協同組合 大阪市生野区新今里1丁目16番7号 ⑤100,208,284円 ⑥平成27年1月9日

◎中央卸売市場南港市場（大阪市住之江区南港南5丁目2番48号）

①平成27年度大阪市中央卸売市場南港市場一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約） ②一般競争入札 ③平成27年3月16日 ④西成清掃協同組合 大阪市西成区旭1丁目9番9号 ⑤33,547,360円 ⑥平成27年1月9日

①平成27年度大阪市中央卸売市場南港市場解体室等清掃業務委託 ②一般競争入札 ③平成27年3月17日 ④大阪市ミートセンター管理株式会社 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号 ⑤53,400,000円 ⑥平成27年1月9日

（中央卸売市場総務担当）

大阪市告示第704号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局総務部経理・企画課（給付金）（大阪市福島区野田1丁目1番86号）

①平成27年度 臨時福祉給付金支給管理等システムのシステム構築および保守等業務委託 ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤332,478,258円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

（福祉局総務部経理・企画課）



大阪市告示第705号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部保険年金課・高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム再構築開発支援業務委託 一式 ②総合評価一般競争入札 ③平成27年3月17日 ④株式会社野村総合研究所（東京都千代田区丸の内1丁目6番5号） ⑤199,000,000円 ⑥平成26年12月5日

◎福祉局生活福祉部保険年金課・高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム再構築・運用保守等業務委託 一式 ②総合評価一般競争入札 ③平成27年3月17日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤5,950,000,000円 ⑥平成26年12月5日

（福祉局生活福祉部保険年金課・福祉局高齢者施策部介護保険課）


大阪市告示第706号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度 保険年金事業推進支援業務 ②随意 ③平成27年4月1日
④株式会社 野村総合研究所（東京都千代田区丸の内1丁目6番5号）
⑤73,980,000円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度 大阪市国民健康保険等システム保守支援業務 ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤322,408,296円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（マイナンバーへの対応） ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤44,653,896円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（こども医療費助成の対象者拡充に伴う対応） ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤62,469,630円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号
(福祉局生活福祉部保険年金課)



大阪市告示第707号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度大阪市介護保険システム保守支援業務委託 ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤217,567,620円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

◎福祉局高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度介護保険事業推進支援業務委託 ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社野村総合研究所（東京都千代田区丸の内1丁目6番5号） ⑤43,308,000円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

◎福祉局高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成27年度大阪市介護保険システム改修業務委託（第6期制度改正 介護給付関連の見直し対応） ②随意 ③平成27年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤65,469,276円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第708号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契

約の場合はその理由

◎消防局総務部総務課（大阪市西区九条南1丁目12番54号）

①消防情報システム保守業務委託 ②随意 ③27. 4. 1 ④富士通株式会社
大阪府大阪府中央区城見2丁目2番6号 ⑤105, 235, 200円 ⑦政府調達
に関する協定第15条第1項(d)

①平成27年度消防車の定期点検整備、継続検査整備(1)業務委託（概算契約）

②一般競争入札 ③27. 3. 25 ④大阪日野自動車株式会社 大阪府大阪市
西淀川区千舟1丁目4番45号 ⑤31, 545, 720円 ⑥27. 1. 23

①平成27年度消防車の定期点検整備、継続検査整備(2)業務委託（概算契約）

②一般競争入札 ③27. 3. 25 ④三菱ふそうトラック・バス株式会社 大
阪府大阪府西淀川区歌島3丁目1番5号 ⑤8, 069, 204円 ⑥27. 1. 23

①平成27年度消防車の定期点検整備、継続検査整備(3)業務委託（概算契約）

②一般競争入札 ③27. 3. 25 ④いすゞ自動車近畿株式会社 大阪府大阪
府西淀川区中島2丁目10番150号 ⑤2, 339, 703円 ⑥27. 1. 23

（消防局総務部総務課）



大阪市告示第709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告
する。

なお、申請書に添付された定款については、申請書を受理した日から2か月
間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年 5月22日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年 3月25日
申請書を受理した日	平成27年 4月30日
名 称	特定非営利活動法人住吉高齢者障害者福祉事業団
代 表 者 の 氏 名	小住 光
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区帝塚山東5丁目9番8号
定款に記載された目的	この法人は、大阪市住吉区及びその周辺地域の高齢者、障害者がいきいきと安心して暮していける地域福祉社会をテーマとして、年齢、障害の有無を越えた地域社会との幅広い交流活動を行うことによって、社会への参加というテーマの実現を達成し、もって真に人間性あふれた住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋下 徹

1 許可番号

平成26年10月6日 大阪市指令都計（開）第46号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港東3丁目2番35

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区新木場1丁目7番22号

JKホールディングス株式会社

代表取締役 青木 慶一郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 127.80m ²
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽 40 t 1基

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第711号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋下 徹

1 許可番号

平成27年2月16日 大阪市指令都計（開）第77号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市鶴見区横堤 5 丁目218番20の一部、218番29の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区横堤 5 丁目13番47号
株式会社G R I B E E
代表取締役 山 島 敬 右
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	22.230m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む
道路	4.000m	21.940m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む
下水道	D=150mm	6.100m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 2 ヲ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 5月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成27年 3月11日 大阪市指令都計（開）第26-76号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市旭区赤川 4 丁目1328番 2 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区中之島 4 丁目 3 番25号 フジヒサ F J 中之島ビル
株式会社フジヒサ F J
代表取締役 久 保 進

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	1.394m	35.270m	開発者	開発者	拡幅 すみ切り1カ所 含む
道路	1.394m	35.270m	大阪市	大阪市	拡幅 すみ切り1カ所 含む
下水道	D=150mm	3.200m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付1カ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	D=150mm	1.250m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付1カ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第713号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 認定年月日及び認定番号

平成27年5月8日 第701号

- 2 認定区域の名称
市営井高野第2住宅

- 3 認定区域の位置

大阪市東淀川区井高野1丁目463番 ほか10筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第714号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 認定年月日及び認定番号
平成27年5月12日 第34号

- 2 認定区域の名称
御幸住宅7号館・12号館

- 3 認定区域の位置

大阪市都島区御幸町2丁目136番 ほか3筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第715号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 認定取消年月日及び番号
平成27年5月8日 第700号

- 2 認定区域の名称
市営井高野第2住宅

- 3 認定の取消しを行った区域の位置

大阪市東淀川区井高野1丁目456番1 ほか11筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③指定年月日

- ①いながき眼科 ②大阪市北区本庄西2丁目6番16号 ③平成27年4月1日
- ①天神橋みやたけクリニック ②大阪市北区天神橋3丁目2番13号 ③平成27年4月1日
- ①あさひ耳鼻咽喉科 ②大阪市福島区海老江1丁目2番17号 ③平成27年4月1日
- ①さのこどもクリニック ②大阪市福島区海老江1丁目2番17号 ③平成27年4月1日
- ①いちメンタルクリニック ②大阪市中央区日本橋1丁目17番17号 ③平成27年3月1日
- ①こすぎ内科クリニック ②大阪市天王寺区玉造元町3番9号 ③平成27年4月1日
- ①c o c o n a r a 異クリニック ②大阪市生野区異南3丁目4番25号 ③平成27年4月1日
- ①たなか整形外科クリニック ②大阪市旭区新森4丁目3番2号 ③平成27年4月1日
- ①陳内科クリニック ②大阪市城東区中浜3丁目14番15号 ③平成27年4月1日
- ①ゆうゆうクリニック ②大阪市阿倍野区松崎町4丁目5番37号 ③平成27年4月1日
- ①平野青山クリニック ②大阪市平野区平野元町2番3号 ③平成27年3月1日
- ①今中歯科医院 ②大阪市北区黒崎町9番8号 ③平成27年4月1日
- ①森本歯科医院 ②大阪市福島区吉野1丁目1番16号 ③平成27年4月1日
- ①のい歯科クリニック ②大阪市中央区心斎橋筋2丁目2番22-A号 ③平成27年4月1日
- ①中阪歯科医院 ②大阪市港区港晴3丁目1番12号 ③平成27年3月1日
- ①NDKデンタル真法院 ②大阪市天王寺区真法院町12番4号 ③平成27年3

月1日

①出来島駅前歯科 ②大阪市西淀川区出来島1丁目13番7号 ③平成27年4月1日

①安東歯科医院 ②大阪市東成区大今里南2丁目21番8号 ③平成27年3月1日

①玉川歯科医院 ②大阪市生野区中川東2丁目16番2号 ③平成26年9月1日

①ところデンタルクリニック ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目8番4号 ③平成27年3月1日

①ラベンダー薬局 ②大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 ③平成27年4月1日

①プラス薬局 ②大阪市福島区福島7丁目9番9号 ③平成27年4月1日

①オレンジ薬局 オリックス本町ビル店 ②大阪市西区西本町1丁目4番1-101号 ③平成27年4月1日

①アニス薬局 ②大阪市浪速区大国1丁目12番23号 ③平成27年3月1日

①アイ薬局 ②大阪市淀川区木川東2丁目1番5-101号 ③平成27年3月2日

①ティーケイ薬局 ②大阪市東淀川区菅原7丁目10番4号 ③平成27年3月1日

①ここなら薬局 ②大阪市生野区巽南3丁目4番22号 ③平成27年4月1日

①さん薬局 ②大阪市東住吉区湯里1丁目1番6号 ③平成27年3月2日

①ドクトル薬局 ②大阪市平野区平野西1丁目7番26号 ③平成27年4月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日

①株式会社ライフスタイル ②大阪市都島区中野町1丁目2番12号 ③訪問看護ステーション オレンジの羽 ④大阪市都島区中野町1丁目2番12号 ⑤平成27年3月1日

①医療法人歓喜会 ②大阪市天王寺区生玉前町3番24号 ③辻外科訪問看護ステーション ④大阪市天王寺区生玉前町3番26号 ⑤平成27年4月1日

①株式会社RiverSideRollers ②大阪市天王寺区生玉前町5番28-305号 ③訪問介護ステーション 輪 ④大阪市天王寺区生玉前町5番28号 ⑤平成27年4月1日

①株式会社ベストケア・パートナーズ ②大阪市中央区上本町西5丁目1番9-803号 ③みつば訪問看護ステーション 天王寺 ④大阪市阿倍野区旭町2丁目1番1-148号 ⑤平成27年3月1日

①株式会社N・フィールド ②大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 ③訪問看護ステーション デューン住之江 ④大阪市住之江区北島2丁目5番26-E号 ⑤平成27年4月1日

①株式会社やまもと ②大阪市東住吉区住道矢田6丁目17番13号 ③ゆらり訪問看護ステーション ④大阪市東住吉区住道矢田6丁目17番13号 ⑤平成27年

4月1日

①株式会社LSC ②大阪市平野区长吉長原2丁目12番5号 ③エルサポート
訪問看護ステーション ④大阪市平野区长吉長原西2丁目2番20-103号 ⑤
平成27年4月1日

①株式会社GROVE ②大阪市平野区长吉六反3丁目15番5号 ③クライス
訪問看護ステーション ④大阪市平野区长吉六反2丁目5番6-206号 ⑤平
成27年4月1日

①合同会社シクロ ②大阪市西成区鶴見橋1丁目2番7号 ③パークール訪問
看護ステーション ④大阪市西成区花園南1丁目7番3号 ⑤平成27年4月1
日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
変更年月日

①株式会社 和 ②大阪市此花区西九条2丁目15番28号 ③なごみライフ訪問
看護ステーション ④(旧)：大阪市此花区西九条2丁目11番28-203号
(新)：大阪市此花区西九条3丁目7番11号 ⑤平成27年3月1日

①(旧)：有限会社 アニスト (新)：株式会社アニスト ②大阪市大正区
三軒家東1丁目14番11-402号 ③アニスト訪問看護ステーション ④大阪市
大正区三軒家東1丁目7番18-201号 ⑤平成27年4月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①ハルタ眼科分院 ②大阪市福島区吉野1丁目21番7号 ③平成27年3月31日

①吉野診療所 ②大阪市福島区吉野4丁目5番2号 ③平成27年3月31日

①いちメンタルクリニック ②大阪市中央区日本橋1丁目3番1号 ③平成27年2月28日

①大里内科 ②大阪市中央区西心斎橋1丁目4番5号 ③平成27年3月31日

①三宅婦人科内科医院 ②大阪市中央区石町1丁目1番1号 ③平成27年3月31日

①湯藤小児科医院 ②大阪市中央区瓦屋町2丁目3番21号 ③平成27年3月31日

①橋口医院 ②大阪市東成区大今里西1丁目2番10号 ③平成27年3月31日

①武田医院 ②大阪市生野区巽北3丁目13番31号 ③平成27年3月31日

①櫻本医院 ②大阪市旭区千林2丁目8番7号 ③平成27年1月1日

①陳内科クリニック ②大阪市城東区中浜3丁目14番15号 ③平成27年1月8日

①松尾小児科 ②大阪市城東区今福南4丁目15番22号 ③平成26年12月20日

①萱澤・櫻井クリニック ②大阪市平野区平野元町2番3号 ③平成27年2月28日

①今中歯科医院 ②大阪市北区黒崎町9番8号 ③平成27年1月26日

①高橋歯科医院 ②大阪市都島区都島本通4丁目20番3号 ③平成27年3月31日

①奥野歯科医院 ②大阪市此花区西九条1丁目5番1号 ③平成27年4月9日

①浅野歯科大手前クリニック ②大阪市中央区谷町2丁目2番18号 ③平成27年3月31日

①NDKデンタル真法院 ②大阪市天王寺区真法院町12番4号 ③平成27年2月28日

①しょうの歯科医院 ②大阪市東淀川区柴島2丁目12番6-103号 ③平成27年3月31日

①安東歯科医院 ②大阪市東成区大今里南2丁目21番8号 ③平成27年2月28日

①玉川歯科医院 ②大阪市生野区中川東2丁目16番2号 ③平成26年8月31日

①大阪自彊館診療所 ②大阪市西成区天下茶屋1丁目3番17号 ③平成27年3

月31日

- ①中平歯科医院 ②大阪市西成区津守1丁目8番40号 ③平成27年3月31日
①アラキ薬局 ②大阪市大正区泉尾2丁目13番10号 ③平成27年2月18日
①オーダー薬局鶴橋店 ②大阪市天王寺区味原町13番9号 ③平成27年3月31日
①アイ薬局 ②大阪市淀川区木川東2丁目4番10-102号 ③平成27年3月1日
①ティーケイ薬局 ②大阪市東淀川区菅原7丁目10番4号 ③平成27年2月28日
①ラベンダー薬局 ②大阪市旭区今市2丁目21番1号 ③平成27年2月28日
①京橋薬局 ②大阪市城東区鳴野西1丁目9番15号 ③平成27年2月28日
①マックスバリュ平野駅前店薬局 ②大阪市平野区平野北1丁目8番2号 ③平成27年3月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

- ①名称 ②所在地 ③休止年月日
①大内医院 ②大阪市都島区都島中通3丁目23番2号 ③平成27年4月1日
(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（指定年月日）

①株式会社メディトピア ②大阪府枚方市北山1丁目18番17号 ③すまいる介護ステーション ④大阪市北区天神橋1丁目17番9号 ⑤訪問介護（平成27年3月5日） 通所介護（平成27年3月5日） 介護予防訪問介護（平成27年3月5日） 介護予防通所介護（平成27年3月5日）

①株式会社アクセスライフ ②大阪府大東市曙町2番13号 ③サンライトなかよし薬局此花店 ④大阪市此花区伝法5丁目4番61号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年4月1日）

①株式会社アイセイ薬局 ②東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 ③アイセイ薬局歌島店 ④大阪市西淀川区歌島2丁目3番2号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年2月12日）

①よどがわ保健生活協同組合 ②大阪市東淀川区西淡路5丁目11番11号 ③小規模多機能施設なないろの家 ④大阪市東淀川区西淡路5丁目11番11号 ⑤小規模多機能型居宅介護（平成27年3月1日）

①株式会社あべの薬局 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目12番2-100号 ③あべのクオレ薬局 ④大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目12番2-100号 ⑤居宅療養管理指導（平成26年11月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年11月1日）

①CSJ株式会社 ②大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ③ケアプランセンターさくら ④大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ⑤居宅介護支援（平成27年4月1日）

①CSJ株式会社 ②大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ③福祉用具センター創 ④大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ⑤特定福祉用具販売（平成27年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成27年4月1日）

①CSJ株式会社 ②大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ③ヘルパーセンターさくら ④大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番13号 ⑤訪問介護（平成27年4月1日） 介護予防訪問介護（平成27年4月1日）

①合同会社ウェリナ ②大阪市住吉区大領1丁目1番15号 ③リハビリデイサービスウェリナ ④大阪市阿倍野区阪南町6丁目4番23号 ⑤通所介護（平成27年3月1日） 介護予防通所介護（平成27年3月1日）

①南海ライフレーション株式会社 ②大阪府中央区難波5丁目1番60号 ③南海ライフレーション ④大阪市住之江区住之江2丁目10番17号 ⑤居宅介護支援（平成27年4月1日）

①株式会社西日本ファーマシー ②香川県高松市宮脇町1丁目5番17号 ③本

町薬局 ④大阪市西成区梅南1丁目2番1号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年1月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（変更年月日）

①有限会社 POC ②大阪市東住吉区南田辺1丁目4番35-503号 ③デイサービスはるか ④（旧）：大阪市都島区都島北通2丁目22番14号（新）：大阪市都島区都島北通2丁目11番1号 ⑤通所介護（平成27年3月1日） 介護予防通所介護（平成27年3月1日）

①株式会社和 ②大阪市此花区西九条2丁目15番28号 ③なごみライフケアプランセンター ④（旧）：大阪市此花区西九条2丁目11番28-203号（新）：大阪市此花区西九条3丁目7番11号 ⑤居宅介護支援（平成27年3月1日）

①株式会社和 ②大阪市此花区西九条2丁目15番28号 ③なごみライフ訪問看護ステーション ④（旧）：大阪市此花区西九条2丁目11番28-203号（新）：大阪市此花区西九条3丁目7番11号 ⑤訪問看護（平成27年3月1日） 居宅療養管理指導（平成27年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年3月1日） 介護予防訪問看護（平成27年3月1日）

①特定非営利活動法人日本エスコート協会 ②京都府京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番7-402号 ③訪問介護事業所つくし ④（旧）：大阪市淀川区十三東1丁目11番6-201号（新）：大阪市淀川区十三東1丁目11番6号 ⑤訪問介護（平成27年3月11日） 介護予防訪問介護（平成27年3月11日）

①株式会社 ケア21 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③ケア21南江口 ④（旧）：大阪市東淀川区南江口2丁目7番12-101号（新）：大阪市東淀川区南江口2丁目7番1-102号 ⑤訪問介護（平成27年2月1日） 介護予防訪問介護（平成27年2月1日）

①ニック株式会社 ②愛知県名古屋市南区豊3丁目38番7号 ③ニック株式会社大阪生野営業所 ④(旧)：大阪市生野区小路東2丁目6番19号 (新)：大阪市生野区巽中2丁目5番27号 ⑤福祉用具貸与(平成27年3月1日) 特定福祉用具販売(平成27年3月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成27年3月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成27年3月1日)

①株式会社 ケア21 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③ケア21鶴見 ④(旧)：大阪市鶴見区鶴見4丁目16番46号 (新)：大阪市鶴見区横堤5丁目3番28-201号 ⑤訪問介護(平成27年2月1日) 介護予防訪問介護(平成27年2月1日)

①株式会社みお介護事業所 ②大阪市東住吉区矢田6丁目9番10号 ③みお介護事業所 ④(旧)：大阪市東住吉区矢田6丁目9番10号 (新)：大阪市東住吉区矢田4丁目9番3-303号 ⑤訪問介護(平成26年12月1日) 介護予防訪問介護(平成26年12月1日)

①合同会社SHINDO-FUJI ②大阪市西成区千本北1丁目11番1号 ③ケアプランセンターよつ葉 ④(旧)：大阪市西成区橘2丁目4番20号 (新)：大阪市西成区千本北1丁目11番1号 ⑤居宅介護支援(平成27年2月5日)

①株式会社幸和 ②(旧)：大阪市西成区太子2丁目2番27-201号 (新)：大阪市西成区天下茶屋北1丁目6番22号 ③こもも介護サービス ④(旧)：大阪市西成区天下茶屋北1丁目1番19号 (新)：大阪市西成区天下茶屋北1丁目6番22号 ⑤訪問介護(平成27年1月10日) 介護予防訪問介護(平成27年1月10日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第722号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別(廃止年月日)

①株式会社魁都 ②大阪府羽曳野市誉田5丁目6番10号 ③デイサービス庵みやこ ④大阪市都島区内代町1丁目2番6号 ⑤通所介護（平成27年3月31日）

①株式会社 安心生活研究所 ②大阪市中央区常盤町2丁目2番10号 ③此花在宅支援センター「あんしん」 ④大阪市此花区四貫島2丁目25番12号 ⑤居宅介護支援（平成27年3月31日）

①浅野 正彦 ②大阪市中央区谷町2丁目2番18号 ③浅野歯科大手前クリニック ④大阪市中央区谷町2丁目2番18号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年3月31日） 介護予防訪問看護（平成27年3月31日）

①荒木 貞雄 ②大阪市大正区泉尾2丁目13番10号 ③アラキ薬局 ④大阪市大正区泉尾2丁目13番10号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年2月18日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年2月18日）

①株式会社ときわメディックス ②大阪市大正区小林西1丁目1番1号 ③ケアプランセンターサンウェル ④大阪市大正区千島1丁目5番10号 ⑤居宅介護支援（平成27年3月31日）

①株式会社 福祉の里 ②愛知県西春日井郡西春町北野天神13番地 ③福祉の里大阪営業所東成ステーション ④大阪市東成区東中本2丁目5番22号 ⑤訪問介護（平成27年4月30日） 介護予防訪問介護（平成27年4月30日）

①クリエイティブサービス株式会社 ②大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7号 ③介護のクリエイティブ ④大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-601号 ⑤福祉用具貸与（平成27年3月31日） 特定福祉用具販売（平成27年3月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成27年3月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成27年3月31日）

①クリエイティブサービス株式会社 ②大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-601号 ③介護のクリエイティブケアプランセンター ④大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-601号 ⑤居宅介護支援（平成27年3月31日）

①クリエイティブサービス株式会社 ②大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-601号 ③介護のクリエイティブヘルパーセンター ④大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-601号 ⑤訪問介護（平成27年3月31日） 介護予防訪問介護（平成27年3月31日）

①萱澤 比呂志 ②大阪市平野区平野元町2番3号 ③萱澤・櫻井クリニック ④大阪市平野区平野元町2番3号 ⑤居宅療養管理指導（平成27年2月28日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年2月28日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①皆木 克義 ②皆んなの鍼灸整骨院 ③大阪市北区黒崎町4番12号 ④平成27年4月8日

①農本 暁雄 ②だいどう整骨院 ③大阪市天王寺区大道4丁目9番2号 ④平成27年4月1日

①伊藤 通展 ②柴島ヒグチ整骨院・鍼灸院 ③大阪市東淀川区柴島2丁目12番6-105号 ④平成27年4月1日

①川井 大樹 ②豊新ヒグチ整骨院鍼灸院 ③大阪市東淀川区豊新2丁目11番30-102号 ④平成27年4月1日

①末松 健三郎 ②堺整骨院下新庄院 ③大阪市東淀川区下新庄5丁目2番18号 ④平成27年4月1日

①石田 勇一 ②整骨健美道院 ③大阪市東成区東小橋3丁目9番20号 ④平成27年2月1日

①門田 幸康 ②整骨健美道院中本院 ③大阪市東成区大今里西1丁目2番9号 ④平成27年2月1日

①星 稚里 ②ほし整骨院 ③大阪市城東区関目5丁目2番6-504号 ④平成27年3月13日

①田村 典子 ②ふくろく鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区长峡町3番14号 ④平成27年4月1日

①永橋 正人 ②永橋整骨院 ③大阪市住吉区苅田5丁目18番3-1号 ④平成27年4月1日

①清水 芳幸 ②K o h a r u整骨院 ③大阪市東住吉区南田辺1丁目3番13号 ④平成27年2月1日

①寺田 一郎 ②寺田鍼灸院 ③大阪市北区豊崎4丁目5番26号 ④平成27年3月1日

①皆木 克義 ②皆んなの鍼灸院 ③大阪市北区黒崎町4番12号 ④平成27年4月8日

①中塚 克訓 ②なかつか鍼灸院 ③大阪市福島区福島5丁目2番17-308号 ④平成27年4月30日

①高橋 雄三 ②愛染鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区日本橋4丁目13番5-101号 ④平成27年3月24日

①入生 比左男 ②いりお鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区木川東4丁目16番20号 ④平成27年4月1日

- ①福榮 久実 ②豊新ヒグチ整骨院鍼灸院 ③大阪市東淀川区豊新2丁目11番30-102号 ④平成27年4月1日
- ①松尾 征矢 ②柴島ヒグチ整骨院・鍼灸院 ③大阪市東淀川区柴島2丁目12番6-105号 ④平成27年4月1日
- ①高橋 映弘 ②トウヨウ鍼灸治療院 ③大阪市城東区今福東2丁目7番26-301号 ④平成27年3月20日
- ①富田 奈央 ②トウヨウ鍼灸院 ③大阪市城東区今福東2丁目7番26-103号 ④平成27年3月20日
- ①隈部 修司 ②ちむら鍼灸院 ③大阪市住之江区粉浜2丁目12番32号 ④平成27年4月25日
- ①陣脇 幸介 ②すこやか堂鍼灸院 ③大阪市住吉区荻田9丁目15番5号 ④平成27年4月1日
- ①永橋 正人 ②永橋鍼灸・あん摩・マッサージ院 ③大阪市住吉区荻田5丁目18番3-1号 ④平成27年4月1日
- ①渡辺 研太 ②夢訪問鍼灸マッサージ住吉院 ③大阪市住吉区荻田3丁目3番11号 ④平成27年4月1日
- ①柴 和也 ②東住吉望鍼灸院 ③大阪市東住吉区矢田1丁目20番17号 ④平成27年3月1日
- ①清水 芳幸 ②K o h a r u はり灸院 ③大阪市東住吉区南田辺1丁目3番13号 ④平成27年2月1日
- ①丹下 大輔 ②東住吉望鍼灸院 ③大阪市東住吉区矢田1丁目20番17号 ④平成27年3月1日
- ①羽嶋 忠宣 ②藤美療鍼灸院整骨院 ③大阪市東住吉区東田辺3丁目9番9号 ④平成27年4月1日
- ①丸山 良 ②東住吉望鍼灸院 ③大阪市東住吉区矢田1丁目20番17号 ④平成27年3月1日
- ①荒井 拓也 ②じゅんぺい鍼灸整骨院 ③大阪市西成区津守1丁目8番3号 ④平成27年3月13日
- ①宇都 智美 ②あいの訪問マッサージサービス ③大阪市東住吉区田辺1丁目9番12号 ④平成27年3月26日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったの

で、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①坪 明弘 ②(旧)：夕オ整骨院 下新庄院 (新)：堺整骨院下新庄院

③大阪市東淀川区下新庄5丁目2番18号 ④平成27年4月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第725号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①高橋 倫太郎 ②ぴーす鍼灸整骨院 ③大阪市北区太融寺町2番18号 ④平成27年1月31日

①新垣 英明 ②しんがき整骨院 ③大阪市淀川区西三国3丁目3番21号 ④平成27年2月28日

①辻中 秀樹 ②夕オ整骨院 江口院 ③大阪市東淀川区小松4丁目12番30号 ④平成27年3月28日

①西村 志郎 ②夕オ整骨院 下新庄院 ③大阪市東淀川区下新庄5丁目2番18号 ④平成27年3月31日

①門田 幸康 ②整骨健美道院 ③大阪市東成区東小橋3丁目9番20号 ④平成27年1月31日

①村松 真臣 ②巽北山下整骨院 ③大阪市生野区巽北2丁目19番14号 ④平成26年12月30日

①皆木 克義 ②皆んなの鍼灸整骨院 ③大阪市城東区中央3丁目10番20-111号 ④平成27年3月31日

- ①陣脇 幸介 ②中平整骨院 ③大阪市住吉区荻田7丁目8番16号 ④平成27年3月25日
- ①清水 芳幸 ②Koharuはり灸整骨院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目2番1-202号 ④平成27年1月31日
- ①廣野 斗紀 ②秦鍼灸治療所 ③大阪市淀川区宮原5丁目3番55-104号 ④平成27年3月31日
- ①小島 梨紗 ②にこにこ針灸院 ③大阪市生野区巽中1丁目21番23号 ④平成27年3月31日
- ①高橋 勲 ②寺坂はり灸院 ③大阪市生野区巽東2丁目5番16号 ④平成27年3月31日
- ①高橋 映弘 ②トウヨウ鍼灸院 ③大阪市城東区今福東2丁目7番26-103号 ④平成27年2月28日
- ①皆木 克義 ②皆んなの鍼灸院 ③大阪市城東区中央3丁目10番20-111号 ④平成27年3月31日
- ①中尾 雄至 ②恵治療院 ③大阪市阿倍野区松崎町4丁目8番13号 ④平成27年2月28日
- ①陣脇 幸介 ②中平はりきゅうマッサージ院 ③大阪市住吉区荻田7丁目8番16号 ④平成27年3月25日
- ①柴 和也 ②東住吉匠鍼灸院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目8番13-402号 ④平成27年2月28日
- ①清水 芳幸 ②Koharuはり灸院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目2番1-202号 ④平成27年1月31日
- ①丹下 大輔 ②東住吉匠鍼灸院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目8番13-402号 ④平成27年2月28日
- ①丸山 良 ②東住吉匠鍼灸院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目8番13-402号 ④平成27年2月28日
- ①永橋 正人 ②永橋鍼灸・あんま・マッサージ院 ③大阪市住吉区荻田7丁目11番10-501号 ④平成27年3月31日
- ①酒井 正悟 ②(往療専門) ③大阪市西成区天下茶屋3丁目28番18-405号 ④平成27年4月9日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第726号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淡路こども園	平成27年5月24日（日）	午前9時から午後5時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立淡路こども園	平成27年5月25日（月）

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成27年6月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ホンダ 銀色)	旭区中宮5丁目16番先
2	普通自動車 (スズキ 紺色)	住之江区柴谷2丁目2番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	淀川区東三国2丁目9番先
3	普通自動車 (三菱 黒色)	東淀川区下新庄4丁目16番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道

路法第43条の規定に違反するので、平成27年6月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
大阪環状線	生野区田島1丁目1番先	樹木
国道172号線	西区境川1丁目3番先	コンクリートブロック等
奈良屋橋線	西区阿波座1丁目8番先	台車等
堀川筋南岸線その1	北区天神橋3丁目11番先	布団等
堀川線	北区天神橋4丁目7番先	布団等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第729号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（調達）

電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

咲くやこの花高等学校 工業科目実習用コンピュータ機器一式

（電子入札案件とする。）

(2) 長期借入物品の特質等 仕様書のとおり

(3) 借入期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで

(4) 借入場所 仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加

資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。ただし、平成27年6月5日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成27年6月5日（金）まで無償により交付する。
※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を平成27年6月5日（金）午後5時まで無償にて交付する。（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から平成27年6月5日（金）午後5時まで（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所
入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成27年7月15日（水）から同月16日（木）までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時
平成27年7月17日（金）午前10時

- ③ 場所
システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間
平成27年7月17日（金）午前9時45分から午前10時まで

- ② 開札予定日時
平成27年7月17日（金）午前10時

- ③ 場所
大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成27年7月16日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成27年6月5日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく

入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:
Technology training computer suite for Osaka City Sakuya Konohana senior high school
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 5 June 2015
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 15 July 2015 to 5:00PM, 16 July 2015
 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 17 July 2015
 3. By post : 5:00PM, 16 July 2015
- (4) A contact point where tender documents are available:
Educational Policy Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部教育政策課)

大阪市告示第730号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1100号 オーク1番街 11階
大阪市教育委員会事務局
学校経営管理センター事務管理担当（管理・指導監察グループ）
電話 06-6575-5273

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 [机 椅子 天板]
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 教室用机・椅子・天板（東部地区） | 1,285台・1,045脚・388枚 |
| ② 教室用机・椅子・天板（西部地区） | 701台・584脚・348枚 |
| ③ 教室用机・椅子・天板（南部地区） | 934台・611脚・456枚 |
| ④ 教室用机・椅子・天板（北部地区） | 742台・527脚・306枚 |
- （①～④ごとの電子入札案件とする。）
- (2) 購入物品の特質等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成27年10月6日まで
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成27年6月5日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「11：家具」で登録していること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子調達システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
システムにて交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を公告の日から平成27年6月5日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。

- (3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を公告の日から平成27年6月5日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成27年6月5日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(5) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（上記1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成27年7月15日（水）から同月16日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成27年7月17日（金）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成27年7月17日（金）午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成27年7月17日（金）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター入札室（上記1に同じ。）ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成27年7月16日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成27年6月5日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Eastern district

The desk for classrooms 1,285 desks

The chair for classrooms 1,045 chairs

The desk top for classrooms 388 sheets

- ② Western district

The desk for classrooms 701 desks

The chair for classrooms 584 chairs

The desk top for classrooms 348 sheets

- ④ Southern district

The desk for classrooms 934 desks

The chair for classrooms 611 chairs

The desk top for classrooms 456 sheets

⑤ Northern district

The desk for classrooms 742 desks

The chair for classrooms 527 chairs

The desk top for classrooms 306 sheets

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 5 June 2015

- (3) The date and time for the submission of tenders:

1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 15 July 2015 to 5:00PM, 16 July 2015
2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 17 July 2015
3. By post : 5:00PM, 16 July 2015

- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, School Administration Center, Board of Education, The City of Osaka 2-1-1100, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-6575-5273

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

大阪市告示第731号

大阪市立都島区民センターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 委託先 都島区さくらネットワーク
(代表者)
大阪市天王寺区上汐5-6-25
一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会
理事長 榎村 久子
- 2 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
(都島区役所まちづくり推進課)

大阪市水道局告示第29号

大阪市水道事業給水条例(昭和33年大阪市条例第19号)第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程(昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号)第17条第1項の

規定に基づき告示する。

平成27年5月22日

大阪市水道局長 玉井 得雄

名 称	所 在 地	指 定 日
ウォーターワークス	大阪府八尾市上之島町南2丁目73番地	平成27年 5月13日
大阪住宅設備	大阪市東淀川区西淡路3丁目15番21号	
アイカ総合株式会社	大阪府堺市南区美木多上2755-4	
株式会社寿美工業	大阪府門真市御堂町1番2号	
泉南設備工業株式会社	大阪府泉南市新家1737番地	
株式会社クリーンライフ	大阪市淀川区西宮原1丁目8番14号	
株式会社エーライフ	大阪府摂津市鳥飼西2丁目36番5号	

(水道局工務部給水課)

大阪市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号：以下「法」という。）第199条第6項の規定による市長からの要求監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

なお、本件市長要求監査に関しては、議員から選任された監査委員である石原 信幸及び松崎 孔は、法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していない。

（上記関連条文については、文末参考資料に記載）

平成27年5月22日

大阪市監査委員 貴 納 順 二

同 阪 井 千鶴子

市長からの要求監査結果報告の提出について

第1 監査の要求

1 要求の要旨

法第199条第6項の規定に基づき、「一般会計出資財産（以下「出資財産」という。）及び財政調整基金、公債償還基金での関西電力株式会社株（以下「関電株」という。）の保有」について監査の実施を依頼する。

本市は、市民生活・産業活動への安定した電力供給の確保という観点から、これまで関西電力株式会社（以下「関電」という。）の株式を保有し、一定の配当も得てきた。

しかし、そもそも、民間企業に対して行政が政策的関与を行う場合は、株主の立場ではなく市民の安全安心を守る責務を有する自治体の立場から関与すべきであること、株式取得当時とは社会経済状況等も大きく異なっていること、ここ数年無配が続き今後の動向も不透明であることなどを勘案すると、本市が関電株を保有する意義は薄れたと言わざるを得ない。

また、基金保有分について、今後の不透明な動向も踏まえると、必ずしも「確実かつ効率的な運用」とは言い難い状況に立ち至っており、平成24年度の「包括外部監査の結果報告書（基金の管理と運用について）」においても、「無配当が続く場合は、運用からの収益を得られず、他の運用を行った場合に得られるはずの収益獲得の機会を逸する」ことになり、「株式での運用方針の見直しを検討することが望まれる」との意見が示されている。以上のことから、一般会計や基金で保有している関電株の売払いについて、しかるべき時期に速やかに売却手続きが進められるよう、議会に議案を提出したが、平成26年12月19日の市会本会議で否決された。

しかし、厳しい財政状況の中、将来にわたって株式配当のような不安定な財源に漫然と頼り続けることのない、より安定的な財政運営を本市は目指すべきであり、また、資産の有効活用により施策・事業の推進や新たな資産形成をはかる、という観点からも、株式資産の保有のあり方を、抜本的かつ速やかに見直さなければならないと考えている。

については、出資財産や基金での関電株の保有について、監査委員の意見を受けたく、合理的かつ能率的な行財政運営の観点から監査を実施されるよう、法第199条第6項に基づき要求する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

出資財産及び財政調整基金、公債償還基金での関電株の保有について

2 監査の期間

平成26年12月26日から平成27年5月1日まで

3 監査対象局陳述（13頁に詳述）

財政局及び環境局を監査対象局とし、平成27年1月23日に財政局長及び環境局エネルギー政策担当部長並びに関係職員より陳述を聴取した。

4 関係人調査（15頁に詳述）

平成24年度包括外部監査人及び交通局を関係人とし、それらの見解を聴取するなどの調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 出資財産について

ア 規定等

法第237条第1項

「財産（普通地方公共団体の財産）」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

法第238条第1項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

（中略）

第6号 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

（以下略）

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない

なお、地方財務実務提要には、出資はその目的により概ね二つに分けることができ、一つは一定の事業を営む法人等に対する①設立の助成又は財政的援助の目的を持つ場合であり、もう一つは出資により②株式等を保有することによる財産保有の手段として有利で確実な事業に投資する目的を持つ場合であるとの記述がある。

イ 出資財産の株式

本市の出資財産は、平成26年3月末現在で約1,751億円であり、うち関電株は、約97億円（約5.5%）である。また、関電以外に本市が出資している株式会社は、平成26年3月末現在において33社である。

また、財政局は、出資団体のなかには設立から間もないことから、現在配当が行われていない団体もあるが、本市の出資はいずれも施策との関連から当該団体に資本参加する必要があるとの政策的判断により行ってきたものであり、もともと採算性の低い団体に対しても、公共団体の立場から出資を行っている」と説明している。

なお、出資財産の平成26年3月末現在高等は、5頁の表のとおりである。

(2) 基金について

ア 規定等

法第241条第1項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

同条第2項

基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び

確実かつ効率的に運用しなければならない。

同条第7項

基金の管理は、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権管理の例による。

法第235条の4

普通地方公共団体の歳計現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

法施行令第168条の6

会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

なお、地方財務実務提要には、歳計現金の保管方法として、元本保証がない株券を取得、保有することはできないとの記述がある。

イ 基金が保有する株式

本市が保有する基金のうち蓄積基金の額は、平成26年3月末現在、公債償還基金約4,788億円をはじめ、34基金約6,815億円に上り、うち関電株は約244億円（約3.6%）である。

関電株を保有する基金の平成26年3月末現在高等は、5頁の表のとおりである。

なお、平成27年3月13日に、関電株を基金から出資財産へ移管するための補正予算（約244億2,500万円）が可決され、同年同月31日に、関電株は、基金から出資財産へ移管された。

ウ 関電株を保有する基金について

関電株を保有する基金は、財政調整基金（平成25年条例第70号）及び公債償還基金（昭和25年条例第8号）である。

（ア）財政調整基金条例

第1条

年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本市財政の健全な運営に資するため、大阪市財政調整基金を設置する。

第3条

基金に属する現金は、必要に応じ、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

（イ）公債償還基金条例

第1条

本市公債の元金償還及び利子支払いの資金に充てるため、公債償還基金を設置する。

第3条

基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(ウ) 火災損害物件復旧基金及び都市整備基金の関電株の移管

中小規模災害発生時の復旧に要する経費は一般財源から支出されていたため、昭和42年以降に関電株を保有していた火災損害物件復旧基金については、基金としての活用実績がなく、また、本基金が対象とする物件は、外部保険（建物総合損害共済）に共済委託することで対応が可能であり、基金としての役割を終えたと判断されたことから、平成26年3月31日に全額を取り崩し、同年4月1日に廃止され、同基金で保有していた関電株（320,620株）は、財政調整基金へ移管された。

また、平成25年3月29日に財政調整基金が設置され、従来から補てん財源として財政調整的に活用してきた都市整備事業基金（特定財源分を除く）は、当該部分を取り崩し、平成25年5月31日に財政調整基金へ移管され、同基金で保有していた関電株（24,067,501株）は、財政調整基金へ移管された。

出資財産、基金現在高と関電株保有状況（平成26年3月末現在）

	出資額・基金高 (円) (注3)	株数	配当(千円)			
			23決算	24決算	25決算	26予算
出資財産	175,059,333,034	28,343,579,713.68	1,317,081	725,434	323,004	138,806
関電株(a)	9,718,881,500	19,437,763	1,166,266	583,133	0	0
財政調整基金(注1)	122,173,346,774	24,388,121	1,444,050	722,025	0	0
関電株	12,194,060,500	24,388,121	1,444,050	722,025	0	0
公債償還基金	478,796,801,457	24,460,996	1,467,660	733,830	0	0
関電株	12,230,498,000	24,460,996	1,467,660	733,830	0	0
火災損害物件復旧基金(注2)	0	0	19,237	9,618	0	0
関電株	0	0	19,237	9,618	0	0
基金関電株小計(b)	24,424,558,500	48,849,117	2,930,947	1,465,473	0	0
出資財産・基金関電株計(a)+(b)=(c)	34,143,440,000	68,286,880	4,097,213	2,048,606	0	0
交通局関電株(d)	7,730,543,000	15,461,086	927,665	463,833	0	0

本市関係 関電株						
合計	41,873,983,000	83,747,966	5,024,878	2,512,439	0	0
(c) + (d)						

注1 財政調整基金は平成25年3月29日に設置され、都市整備事業基金が保有していた関電株が財政調整基金へ移管された。設置以前の配当については、都市整備事業基金として保有していたものを記載している。

2 火災損害物件復旧基金は、平成26年3月末に全額を取り崩した後、平成26年4月1日に廃止。同基金が保有していた関電株は財政調整基金へ移管された。

3 関電株の簿価は、一株あたり500円である。

4 平成26年3月末現在、本市の持株比率は、8.92%（出資財産2.07%、基金5.20%、交通局1.65%）であり、筆頭株主である。

(3) 関電株取得に至る経過

■ 明治36年

本市が市営路面電車を開業した。電気鉄道事業の経営にあたり、その発電余力を利用し、付帯事業として電燈・電力供給事業を実施することが、電気鉄道事業の営業費の軽減、ひいては鉄道沿線の発展促進につながることから、電燈電力事業の市営実現が検討された。

■ 大正12年

本市が「大阪電燈株式会社」から電気供給施設を買収した。市営による電燈電力事業が実現し、「料金の低廉」と「良質の電気を迅速確実に供給する」ことが可能となった。

■ 昭和初期

戦時体制構築の動きが広がる中、電力業界にも国家による統制が進む。

■ 昭和13年

本市が所有していた発電設備を戦時体制下のもとで設立された国策会社へ現物出資した。

（国策会社（日本発送電株式会社）の株式を取得）

■ 昭和16年

本市が所有していた配電設備を戦時体制下のもとで設立された国策会社へ現物出資した。

（国策会社（関西配電株式会社）の株式を取得）

■ 終戦

連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による独占資本の解体においては、国策会社もその対象とされた。

■ 昭和26年

GHQは電気事業再編令を公布し、戦時体制下の国策会社は民営化され、近畿では関電が設立された。

その際、戦時中に本市が国策会社へ現物出資して得ていた株式と、

新たに誕生した関電との株式交換がなされ、本市が関電株を取得した。

その後、設備投資等のための増資の引受や、無償交付により、現在の保有株数となった。

なお、財政局によれば、昭和41年度補正予算市会において、関電株を一般会計で所持している理由を問われ「電灯が関電に吸収された時に交通か一般会計かで議論があったが、交通は現物出資はしているが、これについては借金があり、その元金償還を財政でやっているの、結局一般会計で借金を整理していく上において、その株を市で預かろうという結果になったと思う。」と、下村助役が答弁していることから、昭和26年時点における関電株については、一般会計から起債の償還をしていた関係上、一般会計が所有することになったと推測されるとのことである。

(4) 昭和39年自治事務次官通達

昭和39年6月18日自治地第151号「地方公共団体の保有する電力株に関する取扱いおよびその払込金にかかる地方債の許可について」が通知され、その主な内容は次のとおりである。

「標記については、昭和35年2月10日付自乙理発第17号『地方公共団体の保有する電力株に関する収支会計及び電力株払込金にかかる起債許可方針等について』により取り扱われてきたものであるが、電力復元問題も解決をみつつあることにかんがみ、今後においては地方公共団体の保有する電力株払込金についてはその売却金または一般財源等により充てることを原則とする取扱いとするので、今後の財政運営上遺憾のないようにされたい。」

この通達により新たな起債発行が規制され、それ以降の有償取得にあたっては、基金や交通局により引き受けを行うこととした。

なお、無償取得にあたっては、一般会計、基金、交通局の各所管での無償割当て時点での保有割合に比例して分配している。

(5) 昭和42年交通局決裁及び市会答弁

ア 決裁

昭和42年3月29日付け「関西電力株式会社株式の有償所管換について」を同年同月31日に交通局長が決裁している。決裁主旨は次のとおりである。

「標題について、別紙のとおり、財政局から依頼があったが、該当株式の取得には、新たに20億円の資金手当を必要とし、困難はあるものの、現在額面500円に対し700円余りの市場価格を示しており、将来にわたっても不安はないと考えられ、交通事業会計にとって有利であると思われるので、下案により承諾するものとします。」

別紙とは、昭和42年3月28日付財第1233号により、財政局長から交通局長あてに通知された「関西電力株式会社株式の有償所管換につい

て（依頼）」であり、有償所管換の株数及び金額は、4,138,670株、2,069,335,000円とされている。

イ 市会答弁

(ア) 昭和42年2、3月定例会常任委員会（交通水道・通常予算）」

「現在普通経済において所管している関電株を所管換えした。それが20億6,933万5,000円の支出である。株券を取得すると、大体毎年1割の配当がある。この財源は借入金をもってまかないたいと思っており、その借入金の利息と比較すると、約7,000万円ばかり収益の増加ということになり、所管換えをしたいと思う。」

(イ) 昭和42年9、10月決算特別委員会（公営）

「1割以上の配当している株券である。ビジネス的に一時借入金の利子と比較すると、市も困っていて、われわれも借り入れをしてでももらったほうがベターじゃないかということからさような措置をとったものである。」

(6) 平成24年度包括外部監査の意見等

公債償還基金に関する平成24年度包括外部監査の意見が市長等に提出され、平成25年3月18日に公表されている。

その主な内容は、次のとおりである。

ア 監査の結果及び意見

(ア) 株式での運用方針の見直しを検討することが望まれる【意見】

財政局長が運用を行う基金については、一部株式（関電株）での運用を行っている。ただしその運用手法は、短期的な売買を行うことによって収益を獲得するものではなく、長期的に保有しその配当をもって運用収益とするものである。

しかし、関電では、平成25年3月期第2四半期末において無配当とし、また期末配当も未定としている。また、平成25年3月期の業績予想についても、「停止中の原子力プラントの再稼働時期および販売電力量の見通しが未定であることなどから、一定の前提を置いて業績を想定することができないため、引き続き未定」としている。そのため、今後も過去と同じように配当によって運用収益を得ることができるとは限らない状況である。

会計	所管部署	基金名	額面（単位：円）
一般会計	財政局	都市整備基金	12,033,750,500
公債費会計	財政局	公債償還基金	12,230,498,000
一般会計	契約管財局	火災損害物件復旧基金	160,310,000
合計			24,424,558,500

前述のとおり、基金における株式の運用手法は、短期的な売買を行うことによって収益を獲得するものではなく、長期的に保有しその配当をもって運用収益とするものである。しかしながら、無配当が続く場合は、運用からの収益を得られず、他の運用を行った場合

に得られるはずの収益獲得の機会を逸することになる。

一方、過去からの関電株の保有経緯（昭和14年1月の大阪市電気局の統廃合に伴い発行された株式を現在まで継続保有している。）もあることから、それらも踏まえた上で、対外的に説明できる株式での運用方針を策定し、その運用方針に従って運用を行うことが望まれる。

イ 意見に対する財政局の見解

上記アの意見を受け、平成25年6月28日に財政局は次のような見解を表明している。

「本市が出資する団体への関与について、全庁的に検討していく中で、関電株が無配当となっている状況を踏まえ、基金での株式保有のあり方の検討をしていく。」

(7) 本市の株式売却の取扱い等

ア 外郭団体等の株式売却及び出捐金の見直しの取扱い

平成24年7月に、本市は「外郭団体見直しの方向性について」を取りまとめ、本市の施策目的を達成する上で真に必要な団体のみが外郭団体である状態となるよう、各団体の見直しの方向性に沿って本市の財政的関与・人的関与・資本的関与の見直しを進めてきた。

また、平成25年8月30日に総務局行政部法人担当課長及び財政局財務部財源課長から各所属の外郭団体監理主幹及び予算担当課長あてに通知した「外郭団体等の株式売却及び出捐金の見直しの取扱い」の内容を抜粋すると次のとおりである。

「外郭団体以外の出資法人について、現在の資本的関与が本市の施策目的を達成する上で真に必要なものかどうかを改めて精査した上で、外郭団体と同様の取り組み（原則市所有株式全ての売却または出捐金の返還要請）を進めるようお願いする。」

なお、外郭団体以外の株式については、平成22年度に株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社の株式を、平成25年度に大阪国際ターミナル株式会社の株式をそれぞれ売却している。

イ 基金に係る平成27年度予算編成の考え方

平成26年9月10日に財政局長が各所属長あてに通知した「平成27年度予算編成について（通知）」における予算編成や蓄積基金に係る考え方を抜粋すると次のとおりである。

「平成27年度予算については、補てん財源に依存することなく収入の範囲内で予算を組むことを原則とすることとし、蓄積基金繰入金については、寄付金等、当該基金の特定の収入を積み立てたものを繰り入れる場合に限ること。」

(8) 関西広域連合と関電の覚書

平成24年3月に関西広域連合と関電は、「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」を締結している。その主な

ものは次のとおりである。

「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」
(抄)

関西広域連合を「甲」、関西電力株式会社を「乙」とし、原子力発電所の事故災害等に備えた関西地域の安全の確保のために必要な情報提供並びに長期的かつ低廉なエネルギー安定供給の確保、低炭素社会の実現に向けた取組を促進することを目的として、覚書を交換する。

第1条 乙は、原子力発電所の建設、運転、保守等に当たっては、関係諸法令を遵守し、原子力発電所の周辺の環境及び原子力発電所の建設、運転、保守等に従事する者の安全確保等のため万全の措置を講じる。

(第2項～第4項 省略)

5 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(9) 関電への株主提案

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、本市はエネルギー需給のあり方を根本的に見直すことで、原子力発電への依存から脱却し、安心かつ安価な電力が安定的に供給されるシステムが求められているという観点に立脚し、平成24年度から毎年度、本市は関電に対して、株主提案を行っている。

直近となる平成26年度については、平成26年4月25日に、関電に対して、次の11項目の株主提案議案を提出した。(平成26年5月7日一部修正)

本市提出議案11項目は次のとおりであり、うち6項目については、同じく関電の株主である京都市との共同提案である。

- 1 経営の透明性の確保(京都市と共同提案)
- 2 取締役の報酬の開示(京都市と共同提案)
- 3 取締役の責任免除(京都市と共同提案)(平成26年5月7日削除)
- 4 代替電源の確保(京都市と共同提案)
- 5 事業形態の革新(京都市と共同提案)
- 6 電力需要の抑制と新たなサービスの展開(京都市と共同提案)
- 7 再就職受入れの制限
- 8 取締役定員の削除
- 9 脱原発と安全性の確保
- 10 安全文化の醸成
- 11 社外取締役(1名)の選任

なお、上記の提案は、3を除きすべて否決された。3については、平成26年4月30日開催の関電取締役会において、同一内容の議案を株主総会に付議することを決議したため、本市に取下げの依頼があったことから取り下げた。

(10) 関電株の売却について

財政局は、「保有株式の売却について」を平成26年11月10日付で起案し、同年同月12日に市長が決裁している。

本方針は同年11月10日の戦略会議において確認された内容に基づき実施するものとされており、その主な内容は次のとおりである。

ア 売却方針を持つに至った経過

昭和26年の会社設立以降、市民生活及び産業活動への安定した電力供給の確保という観点から安定株主として資本参加し、会社設立翌年度より毎年6%～15%の配当を得ていた。

しかし、現在においては、出資財産分については株式取得当時から社会経済状況等も変化してきたことや、基金保有分については平成24年度の包括外部監査における株式での運用方針を見直すべきとの意見もあったことなどから、整理し、見直しを行うこととした。

イ 民間企業に対する政策的関与の見直し

そもそも、民間企業に対し政策的関与を行う場合は、原則として株主の立場ではなく市民の安全安心を守る責務を有する自治体の立場から関与していくべきであり、今後のエネルギー政策の議論においても、株式保有の意義が薄いことは明白であり、「株主」としてではなく「行政」としての施策の実現に努めるべきである。

また、株主としての経営参加という面においても、行政側に民間企業の経営監督に関する専門組織を設置することは困難であり、「物言う株主」に委ねる方が、一層の経営強化、ひいては市民還元にも繋がっていくのではないかと考えられる。

ウ 基金保有分の見直し

基金の運用については、法第241条第2項の規定により、「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされており、公金の運用としては、安全確実な金融商品により運用することが求められている。

本市では、同法の規定に基づき、各基金条例で確実な運用を行う旨を定め、主には銀行への預金や地方債等により、また、一部は、過去から配当が見込まれた民間企業の株式により、その運用を行ってきたところであり、関電株についても、昭和26年の会社設立翌年度より毎年6%～15%の配当があり、これまでは「確実かつ効率的」な運用と考えてきた。

しかし、基金保有分の株式（関電株）については、現在の経営状況等から本市平成25年度決算からは通期で無配となり、平成26年度についても、中間配当は見送られるとともに、期末配当も「通期の業績予想が依然として見通せない状況であることから」未定とされており、今後の動向も不透明であることから、確実かつ効率的な運用とは言い難い状況になっている。

また、「平成24年度包括外部監査の結果報告書（基金の管理と運用

について)」においても、「無配当が続く場合は、運用からの収益を得られず、他の運用を行った場合に得られるはずの収益獲得の機会を逸する」ことになり、「株式での運用方針の見直しを検討することが望まれる」との意見が示されており、運用形態の変更を行う必要がある。

エ 方針

以上のことから、本市保有の関電株について売却を行う。ただし、本市の方針・行動が株価・市場に極力影響を及ぼさないよう最大限努めるものとする。

なお、平成26年2月に議員提出議案として可決された、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年4月1日施行）により、「株式の売り払いでその予定価格が1億円以上のもの」が議決事件として追加されており、株式の売却にあたっては、事前に議決を得る必要があるため、別途議案を提出する。

(11) 関電株の売却議案の提出

法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、上場株である関電株について、市長が売却議案を提出したが、「エネルギー政策について関電に対して実行を求める手段として、本市が筆頭株主であり続けることは必要である。今後、配当が得られることとなった場合は、貴重な財源となり得ることから、拙速に売却すべきではない」等の意見があり、否決された。

(12) 平成26年度の関電株に関する経過

平成26年度の関電株に関する経過は次のとおりである。

- ・ 平成26年4月1日 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の施行
- ・ 同年4月25日 株主提案議案を関電へ提出
- ・ 同年6月26日 関電株主総会（市長出席）
- ・ 同年11月10日 戦略会議で保有関電株の売却方針が決定
- ・ 同年同月12日 保有関電株の売却についての市長決裁
- ・ 同年同月21日 市会へ関電株の売却についての議案提出
- ・ 同年12月17日 財政総務委員会での審査・関電株売払いについて否決
- ・ 同年同月19日 市会の本会議・関電株売払いについて否決
- ・ 同年同月26日 長の要求監査の提出
- ・ 平成27年2月24日 市会へ関電株の売却についての議案提出
- ・ 同日 市会へ平成26年度2月補正予算案提出
関電株の基金から出資財産へ移し替え
(244億2,500万円)
- ・ 平成27年3月13日 市会の本会議・関電株売払いについて否決
- ・ 同日 市会の本会議・平成26年度2月補正予算案可

決

(13) 他都市の関電株保有状況等

他都市の関電株の保有株数及び持株比率（平成26年3月末現在）について、京都市は4,192,591株(0.45%)、神戸市は27,351,175株(2.91%)である。

2 監査対象局の陳述等

(1) 陳述

監査対象局のうち財政局から、「1 事実関係の確認」で述べた関電株取得に至る経過、平成24年度包括外部監査の意見に対する対応、関電株の売却及び関電株の売却議案の提出についての説明に加え、市長からの意見書が報告された。

また、平成27年2月4日に追加意見書が提出された。

(2) 市長からの意見書

ア 確実かつ効率的な運用の観点

関電株においては、現実に無配当の状態が何年も続いている中、出資財産で保有しているものも含め、資産として確実かつ効率的な運用ができていたとは言い難い状況に立ち至っている。

このような中、将来にわたって株式配当のような不安定な財源に漫然と頼り続けることのない、より安定的な財政運営を目指すべきであり、資産の有効活用により施策・事業の推進や新たな資産形成をはかるといった観点からも、本市として株式資産の保有のあり方を抜本的に見直し、売却を基本とすることとしたところである。

また、本来、税という確固たる財務基盤がある自治体は、特段の事由がない限り、価値変動リスクが高い株式を保有する意味はない。むしろ、上場されている1社の株式を何百億単位で大量に保有することは、必要性や理由がないばかりか、安定的な財政運営が求められる自治体において、大きなリスクを抱えることになると言わざるを得ない。

将来に株価が上がる可能性があるとして売却に反対する意見もあるが、株価が下がった場合の責任は誰が負うのか。過去に株式だけでなく仕組債など変動性の高い資産を保有・運用し続けることにより、自治体財政を毀損した例は多く見られる。自治体の公会計改革が進められる中、株価が下がった場合の含み損はどう評価されるのかについても留意が必要と考える。

イ 政策的関与の観点

民間企業に対して行政が政策的関与を行う場合は、株主の立場でなく、市民の安全安心を守る責務を有する自治体の立場で行うべきであると考える。

現実に、関電の経営やエネルギー政策について、これまで筆頭株主として対応を強く求めたり、交渉したことはなく、株主総会において発言する場合でも、株を大量保有する筆頭株主も、一般の株主も同じ

立場でしかなく、筆頭株主だからといって大きな影響力を持つわけではない。筆頭株主の地位を行政、市役所が持つ意味はないものとする。

また、自治体は株式の保有・運用に十分精通しているわけではない。現代の企業統治論でスチュワードシップ・コードとして、投資先企業の企業価値を向上させ、受益者のリターンを最大化する狙いの下、機関投資家のとるべき株主行動準則がとりあげられているが、大阪市に、筆頭株主としてのとるべき行動準則があるわけではないし、専門性の観点からも適切な株主行動をとることは非常に困難な状況である。

ウ 電力自由化の中での公平性確保の観点

今後、電力の自由化が進み、電力会社が自由競争にさらされる中、特定の電力会社1社だけの株を行政が大量保有していることは、適正な競争を歪めることにつながる。

新たな電力会社の参入により、競争性を高めていくことを企図しているこの時代に、行政が1社の電力会社だけを支えることは、電力自由化の流れからも全く相容れないものであると考える。

(3) 市長からの追加意見書（平成27年2月4日）

関電株の売却方針決定については、「株式保有の意義が薄いことは明白」であり、「民間企業に対して行政が政策的関与を行う場合は、株式の立場ではなく、市民の安全安心を守る責務を有する自治体の立場で行うべき」との認識から判断したものである。

ここで言う「株式保有の意義」については、これまでは電力の安定供給の観点から、行政として関電に対する増資等にも応じ、安定的株主として株式を保有し続けてきたものであるが、「電力自由化」の到来により、もはや関電1社で電力を安定供給する時代ではなく、逆に行政として特定の電力会社の株を大量保有し続けることは、適正な競争をゆがめることになるものと考えている。

また、政策的関与については、可能、不可能というよりも、現在では関西広域連合と関電において覚書を取り交わし、互いの情報交換と連携を図る定期的な情報共有の場を設けていることから、あえて大阪市が株主であり続ける必要はないものと認識している。

監査委員各位においては、政策的な意義の是非よりもむしろ、地方自治体が1社の株式を大量に保有し続けることのリスクや価格変動リスク、無配による収益確保機会の喪失等の観点について、現在の監査論に基づく専門的な見地から、御判断をお示しいただく様、よろしく願います。

3 関係人調査

(1) 平成24年度包括外部監査人の見解（平成27年1月23日）

平成24年度の包括外部監査人である西 育良氏から公債償還基金に関して提出のあった意見に関して、関係人調査を行った。その際の包括外部監査人の見解の主なものは、次のとおりである。

大阪市交通事業基金及び大阪市水道事業基金を除く蓄積基金は、各基金の設置条例において、財政局長が3つの原則のもと運用を行うとされている。

3つの原則とは、安全性すなわち収益性が安定していること又は償還可能性が高いこと、流動性すなわち償還までの期間が短いことまたは換金性に優れていること、収益性すなわち運用による収益が高いことである。安全性および流動性を確保した上で、収益性を追求するかたちで運用されている。

公債償還基金については、一部、関電株により運用されている。安全性を重視すると、通常、株式を保有することは想定され難いが、昭和14年1月の大阪市電気局の統廃合に伴い発行された株式を現在まで継続保有している経緯がある。

関電では、平成25年3月期第2四半期末において無配当とし、また期末配当も未定としていた。また、平成25年3月期の業績予想についても、「停止中の原子力プラントの再稼働時期および販売電力量の見通しが未定であることなどから、一定の前提を置いて業績を想定することができないため、引き続き未定」としていた。そのため、今後も過去と同じように配当によって運用収益を得ることができるとは限らない状況であった。

このように収益性や安全性すなわち運用益や元本償還を追求できない株式を保有している理由や今後の方針については、担当局からは「過去から継続保有しているものであり、今後も同様の方針である」との回答を得た。

財政局は、ただ漠然と当該株式を継続保有するのではなく、株式保有による市民へのメリット、デメリットと株式売却によるメリット、デメリットを勘案の上、今後の株式運用での方針の見直しを検討することが望まれる。

(2) 交通局の見解（平成27年3月4日）

交通局が関電株の売却を進める方針を取っていない理由は次のとおりである。

現時点においても、同株式は市場で売買でき、その対価として現金を得られることから、経営資源（金融資産）として一定の価値が認められるため、より有利な時期や処分手法を見極めるなど、慎重に進める必要があると考えている。

なお、現在の関電株の株価状況等を踏まえると、今日、明日に売却することは考えていない。

今後の処分の必要性については、事業運営上の観点から検討していくこととし、市場価格の動向等については常時注視していく。

4 監査の結果

以上のような事実関係の確認、監査対象局の陳述等に基づき、監査の要

求があった、平成26年12月26日現在において保有する関電株についての監査の結果は次のとおりである。

(1) 関電株の保有に関する判断

本市が出資財産として保有する関電株は、昭和26年に本市が国策会社へ現物出資して得た株式相当分であり、市民生活、産業活動への安定した電力の供給に資することが当初の保有目的、つまり政策目的による保有と推測される。

昭和39年には、「電力復元問題も解決をみつつあることにかんがみ、今後においては地方公共団体の保有する電力株払込金についてはその売却金または一般財源等により充てることを原則とする取扱いとする」内容の自治事務次官通達が出されたため、本市はそれ以降の有償取得にあたっては、基金や交通局が引き受けを行い、無償取得にあたっては、一般会計、基金、交通局の各部署で割り当てを受け、その後も関電株を基金や出資財産として保有し続けた。昭和26年当時から大きく経済、社会環境が変化したにもかかわらず、関電株保有を継続した理由は現時点において確認できていないが、平成24年度までは株式の売却等も行わず、毎年安定的な高額配当を得ていたことから、初期の政策目的に加え、実質的に運用目的も併せ有する公有財産として取り扱っていたものと考えることが合理的である。

そうすると、一般に、監査委員は政策自体の是非について判断する職務権限を有していないとされていることから、政策目的による保有の是非について監査委員の判断の及ぶところではない。

一方、今回の監査において市長は、関電株を保有する意義は薄れたとの前提に基づき、本市が関電株を保有し続けるべきか否かを監査委員の立場から判断することを求めているため、運用目的の視点から関電株保有の是非につき、以下判断する。

(2) 市長が要求する監査観点からの判断

ア 基金として保有する関電株について

法第241条第2項に、基金は、条例で定める特定の目的に応じ確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されている。

また、同条第7項に、基金の管理は、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権管理の例によると規定され、法第235条の4では、普通地方公共団体の歳計現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと規定されている。

なお、地方財務実務提要には、歳計現金の保管方法として、元本保証がない株券を取得、保有することはできないとの記述がある。

これらのことから、基金に属する現金は、歳計現金の保管の例により、最も確実かつ有利な方法により管理することが求められる。

したがって、運用以前に、そもそも元本保証がない株式を基金において取得、保有すること自体が法の趣旨から逸脱しており、基金として関電株を保有することは妥当とは言えない。

イ 出資財産として保有する関電株について

法第238条第1項第6号に、普通地方公共団体の公有財産の一つとして、株式が規定されており、地方財政法第8条に、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないと規定されている。つまり、株式保有自体を否定するものではないものの、株式の運用は、財産の効率的な運用という条件が課せられるものである。したがって、無配の状態で株式を保有し続けることは、確実かつ効率的な運用という法の趣旨に合致しているとは言い難い。

また、上場株式は株価が内外環境の影響で変動することは常であり、時価の下落により出資財産が実質的に毀損するリスクも伴う。そのように価値が変動するリスクを孕む資産の運用にあたっては、リスクの分散や移転を合理的に行うリスク管理を徹底した運用指針を策定することが前提条件であるが、その具体的な運用指針の策定もなく、現状の「単一会社の大量の株式」という形で保有し続けることは、多額の資金の運用方法として望ましくないことは明らかである。

したがって、関電株の無配の状態が継続し、株価の下落傾向に変化がないのであれば、出資財産の毀損リスク回避のために速やかな対応が検討されるべきである。

(意見)

今回の要求監査では交通局保有の関電株は対象とされていないが、企業管理者の権限に基づき保有している関電株といえども、本市の財産である以上、同様の観点から検討されたい。

【参考資料】

法第199条第6項

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

法第199条の2

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第59号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T Cビル I T M棟6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
天王寺バイパスほか2自転車保管所古自転車等-3	3山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成27年 6月17日 (水)	午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11 時30分から午後1 時30分を除く。)	天王寺バイパス自転車 保管所	天王寺区南河堀町7
		南港第2自転車保管所	住之江区南港東2-4先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
		三国本町① 自転車保管所	淀川区宮原3-2

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること
(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年6月16日(火)

までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成27年6月16日(火)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成27年6月18日（木） 午前10時

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真

付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市公告第60号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階
 大阪市港湾局総務部経営監理担当（調達）
 電話 06-6615-7715

2 入札に付すべき事項

品名	数量	形状
古紙等	1山	有姿のまま

3 下見日時及び保管場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行う下見に参加すること。

日時 平成27年6月4日（木）午前9時30分～午前11時

場所 大阪市港区海岸通3丁目4番28号
 港湾局第2突堤もと電気担当事務所

4 入札参加資格

- (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること。
- 承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年6月3日

(水)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度物品売払入札参加申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

本公告の日から平成27年6月3日(水)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)。

(2) 受付場所

1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

平成27年6月19日(金)

12 物品引取期限

平成27年6月30日（火）

13 入札執行場所

大阪市港湾局入札室

14 入札執行日時

平成27年6月5日（金）午前11時

15 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で入札すること。

16 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

20 問合せ先

（売払物品に関する問合せ先）

港湾局計画整備部設備担当（電気） 電話06-6568-9091

（入札・契約に関する問合せ先）

港湾局総務部経営監理担当（調達） 電話06-6615-7715

（港湾局総務部経営監理担当）

大阪市人事委員会公告第12号

大阪市立高等学校教職員組合（登録番号第3号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成27年 5月22日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	汎愛高等学校	教 諭	辻本 正純	大阪府羽曳野市学園前 4-2-18
副執行委員長	離籍	組合役員	河内 正	大阪府吹田市南高浜町 2-11
書記長	東高等学校	教 諭	中川 勉	大阪市此花区西島 3-10-8
書記次長	住吉商業高等学校	技術職員	青笹 正教	大阪市阿倍野区长池町 2-4
	中央高等学校	教 諭	吉崎 幸宏	大阪市阿倍野区昭和町 1-16-6-501
会計委員	東淀工業高等学校	教 諭 (実習担当)	松沢 智	大阪市城東区天王田 4-1-406
執行委員	大阪ビジネスフロンティア高等学校	教 諭	岡田 祥子	大阪市生野区鶴橋 4-6-23
	扇町総合高等学校	教 諭	角野美奈子	兵庫県西宮市松籟荘 5-32
	大阪ビジネスフロンティア高等学校	教 諭	本釜 博志	大阪府堺市中区土塔町 71-8
会計監査委員	桜宮高等学校	教 諭	酒井 正久	大阪府枚方市枚方元町 1-26
	生野工業高等学校	教 諭	西 健一	大阪市東住吉区西今川 1-17-18

- 2 登録年月日

平成27年 5月14日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)